

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年9月17日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時59分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠 席 委 員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総 務 部 長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫          職員課課長補佐 藤田 浩一 次長兼財産経営課長 一村 泰志          財産経営課課長補佐 中村 和範</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克          収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 中島 辰哉          固定資産税課課長補佐 山本 泰史</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 乾 秀樹</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志          秘 書 課 長 山根康子郎 秘書課広報室長 松本 縁          文化 交 流 課 長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 小清水晃子</p> <p><b>【市民生活部】</b></p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明          地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 谷口 恭子          協働推進課参事 北村 貴子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志          市民総合相談課長 大島 義典 市 民 課 長 西垣 隆司</p>		

	市民課課長補佐 中島 泉 【総合支所】 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 岡田 実 【出納室】 会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也 【市議会事務局】 事務局 長 森山 武 事務局次長 植田 光一 局長補佐 米田亜希子
傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案審査、報告、請願審査、その後、企画推進部の議案審査、続いて、市民生活部の議案審査、最後に、出納室・市議会の議案審査という流れとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、浅井部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長の浅井でございます。本日は、よろしく願いいたします。後ほど、追加提案しております補正予算について、歳入の部分ですけれども、御説明申し上げますが、概要といたしましては、総額が3億4,916万円ということで、7月と8月の大雨の被害の災害復旧費が約3億3,800万円と主なものでありますけれども、9月の9日の日に、議長・副議長のほうから、市長のほうに、議会の調査費のほうを減額して、これを新型コロナウイルスで困っておられる市民の方等への活用という申入れをいただきました。これに関連いたしまして、今回、この議会の調査研究費1,084万4,000円を減額いたしまして、昨年も実施いたしましたけれども、県外の学生等へのふるさと宅配便的な事業について、充当させていただくということで、こちらのほうは、後ほど、企画推進部のほうが事業を担当いたしますので、御説明申し上げますが、こういった予算のほうが、一応含まれておりますので、よろしく願いいたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で、既にいただいております。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。何点か、すみません。事業別概要書の13ページ下段ですけれども、駅南庁舎の維持管理費ということで、建築基準法第12条の点検ということですが、防火関連の検査が追加され、平成26年に法改正されて、点検時期が、半年から1年での点検ということになっておりますが、今回の点検された時期をお伺いしたいのと、それから、この故障があると判明されてから、今回予算として上げてきてるんですけども、この故障から現在までの期間の中で、何か建物の使用とかに、何か制限がかかったりとか、何かそれによって、どうこう対処せなあかんとかというようなことがあるのかどうか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

それから、事業別概要、すみません、ちょっと続けてですけども、14ページの、これも下段ですけども、本庁舎等管理費、新型コロナウイルス感染症対策ですけども、来庁者用の簡易型検温カメラ18台の設置ということですが、これの、実際見られて、その利用状況はどういう状況なのかとか、もし、あんまり市民の方が活用されてないようであれば、その辺りの利用の案内とか、そういうことをされていらっしゃるのかどうか。それから、職員用のパーティションですけども、本庁舎の1階ということで、1階の限定なんですけども、1階だけのその限定の理由と、それから、何で今なのかという、もっと早い段階で、その辺のパーティション設置っていうことは考えられなかったのかどうか、以上、お聞きします。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。まず、駅南庁舎の12条点検の点検時期ですが、本年度の点検時期につきましては、正確なところの年月日というのはちょっと把握してないですが、すみません、これ、ちょっと別の資産活用推進課のほうやっている事業でして、ここの部分、時期については、うちで把握してないものですが、春先に行ったというふうに記憶しております。詳しい時期については、また調査を、調べまして、また報告させていただきます。建物の使用の制限につきましては、特に制限については、伺ってはおりません。

あと、本庁のカメラの利用状況ですが、ここの部分につきましては、具体的な数字というものは取ってはおりませんが、見るにつけと見えますか、見ることはあるんですけども、市民の方も利用しておられますし、職員も入退、入庁時に使用しておるのも見受けられます。

今後、使用につきましては、積極的に使用していただくように周知はしていきたいと思っておりますし、職員用のパーティションですが、これにつきましては、本年の7月の下旬ぐらい

から8月中旬頃におきまして、本市でコロナウイルスの新規陽性者数が増加したことや、クラスターが発生したこととか、デルタ株の蔓延というところが、深刻な状況がございまして、特に、本庁舎の1階においては、最も多くの市民の来庁があるところでございますし、職員の強い要望がございましたので、急遽ではありましたが、窓口カウンターに設置しておるものと同様のアクリルパーティションを、執務室に設置することにしたものでございます。各職場のほうで、要望があれば、当然検討する形にはなるんですけど、これを全庁に拡大していくところは、今のところ考えてはおりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。不具合があっても、防火シャッターの件ですけども、特に不具合が発見されても、それは修理をするわけですけども、その間は、特に何もなされないということですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。特に、指摘のほうは受けてはおりません。速やかに直すというふうな形で、ちょっと検討します。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。では、例えば、その修理までの期間に、それこそ、例えば火災とかがあつたりして、それが動作しなかったとかいうようなこととかいうときは、どうなるんですかね。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 法定の12条点検ではない、通常の保守点検業務というのもやってはおりますので、実際に、可動については、バッテリー、期間は過ぎておるというところはありますが、可動しているのは確認しております。時期が過ぎた部分については、速やかな対応を心がけておりますので、そうならないように努めていきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。その件は、はい、分かりました。すみません、本庁舎のほうの関係ですけども、コロナの関係ですけども、職員用のパーティションについては、取りあえず、要望があったから、強い要望があったからの設置だということでお伺いしましたが、要望がなければされないのかというようなことにもなるかと思うんですけども、それで、職員用のパーティションですから、窓口カウンターで市民の方とのやり取りっていうことではなくって、職員のエリアの、執務エリアの中でのパーティション設置だと思うんですけども、それからいったら、特に1階で限定したことでは私はないと思いますし、そうなったら、やっぱり基本的には、やはり、全庁全ての階で、やっぱり職員の感染等を防ごうとすれば、それは設置されてしかるべきじゃないかなというふうに思いますし、県庁の例を出すのもどうかとは思いますが、早い段階で、職員同士の、それこそ簡易の手作りのようなパーティションを、早い

段階で、そういう対応もしていっちゃったと思うんですけども、そういうことから考えたら、どこでどう感染するか分からないコロナでありますから、やっぱり用心に用心を重ねて、特に市の職員、市の業務ですから、その辺りが当然滞ったりすることがあってはならないわけですし、そういうところについても、やっぱりそういう事前の対策といいますか、そういうものが必要だろうと私は思いますけど、そこについてはどうでしょうか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。先ほど、石田委員さん、言われたような観点は確かにあるとは思いますが。ただ、エアロゾル感染といった、空気中に浮遊をするようなウイルスに対して、じゃあ、アクリルパーティションで完全に防ぎ切れるのかといった問題も当然あるわけです。その部分は、保健所にも確認したんですが、明確な回答はなかったです。必要とも不要ともいうような回答はなかった、いただけなかったです。ただ、本庁舎の換気については、エコボイドシステムというシステムが入ってますので、それに随時換気しておりますし、その部分、実際にパーティション設置することによって、机の部分が多少狭隘になるといった部分もございますので、そういったところを整理した上で、設置のほうを検討していく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。新しい新庁舎ですので、換気については、しっかりした、それこそ1時間、数十分で全て空気が入れ替わるというような形で、そういうことの仕組みも伺っております。ただ、その1階だけっていうのがどうなのかなと、こんなことを言っただけですけど、多分、市民の窓口っていうところもあったりするのかなと思いますけど、そうであれば、例えば、それこそ2階にも窓口あるわけでありまして、その辺りについても、なぜ1階だけなのか、言われるように、換気がしっかりできてる、そういう建物だって言われたら、それだったら特に1階も必要ないわけで、そうなってきたら、せめてその2階部分とかの執務室のところであっても、設置を検討されたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、どうでしょうか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。2階の所管課の意向もあるかと思うので、その部分は確認して、ちょっと検討していきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 関連で質問ありますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほどの質問に関連してですけど、13ページのその駅南庁舎の維持管理費、防火シャッターですね、これの修繕費ということになります。これは、自動で開閉ということになると、煙を察知して開閉されるものなのか、その点はどうですか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。はい、煙を察知して自動的に下りるというシャッターでございます。ただ、ここの部分は、ちょっと説明はしなかったのですが、閉じておいても差し支えない場所にあるものでして、この不具合があったシャッターについては、もう閉じっ放しにして運用しております。このたび、それを修繕して開けて、煙を察知して下りるというふうな、元に戻すという形で考えておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 こういった自動扉っていう、シャッターっていうのは、そういった煙を察知してということであれば、実際に火災が起きて、煙が発生してから動くということで、なかなか日頃の点検ということには、難しい部分もあるんじゃないかなと思います。それで、手動で動かしてみるとか、その点検のときに、どういった点検で確認をされておるのか分らんわけですが、やはり大事なのは、実際に火災が起きたときに、動くか動かないかということ、一番大きな問題だと思うんですね。それで、私は、日頃の点検で、ある程度これは作動するなという点検は、やっておられると思うわけですが、避難訓練等やられると思うわけですが、実際に発煙筒をたいたりとか、そういった訓練は日頃されておるんですかね。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。発煙筒をたいて訓練というのは行ってはおりませんが、年に1回、職員の避難訓練は実施しております。先日、9月の、9月の10日の午後から、棒鼻公園で、実際に職員用の訓練、水消火器等も使った訓練は行っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、本当に重要なことだっていうのは、特にこういった高層ビルの火災で、煙による、やはり事故というのは、非常にテレビ等々でも、実際に大きく現場を放映されておることを思えば、やはり、3階のそういった防火シャッターが通常下ろしたままだという状況だけでも、それが動くか動かないかで、人の、やはり、そこを通過して避難できる場所にあるのか、私も現場を確認してないので分らんわけですが、やはり、実際に、今起きるかも分らんというような災害なんで、やはり、日頃から、実際にそういった発煙筒を使った、そういった大がかりな防災訓練等も、私は必要じゃないかなというふうに思うわけですが、その点についての考え方をお聞かせください。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。その部分につきましては、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 補正予算の審議ですので、そのように質疑をお願いします。関連があれば。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 14ページの下段で、先ほど、石田委員が言われたところなんですけど、私も、職員用のパーティションが、なぜ今頃なのかなって、まずは思いました。けれども、何ていうんですかね、市民にいろいろ対策をまずは優先にして、自分たちは後回しになったんだなって思ったんですけど、そうはいっても、感染の状況が7月、8月陽性者が急にばっと増えて、職員のほうからの要望ということだったんですけども、昨年、本当に新型コロナの感染症が全国的にどんどん広がってくる状況で、やっぱりこうみんながマスクをしだして、マスクもしてなかったら、本当に、もう何か、もう何か言われるっていうような状況になって、至るところに消毒液も置いてあって、こう見ただ目で、見ただ目で何かすごく判断されるっていうのが、すごく増えたと思うんですよ。特に、その1階なんていうのは、市民の窓口で、たくさん市民の方がいらっしゃるんで、やっぱり市が、どういうふうにその感染防止対策をしてるのかっていうのは、よくやっぱり見られる場だと思うんですね。先ほど、説明の中で、新庁舎なので、こう空気の循環だとか、そういうことを言われたんですけど、そもそも、最初からそういう手だてを取らなかったっていうのは、理由が当然あったと思うんですね。先ほど、保健所からもなかなか明確な答えがなかったみたいなことを言われましたけど、やっぱりどういう理由で、どういう判断の下で、最初から、そういう対策を取られなかったのかっていうのを、ちょっと改めて教えていただけませんか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。特に、この新型コロナウイルスにつきましては、なかなか最初のほうで分からなかった部分というか、対策については、試行錯誤の部分もございましたし、どうしたら感染が防げるかということもありまして、我々としましても、もう1つのことで、もう一遍にといいますか、一度にできれば、それは理想的ではございますけど、なかなかその順を追ってというか、積み重ねてやってきた部分もございますので、なかなかその部分は、そのときそのときで、ちょっと最善というかを考えてきた部分がございますので、そういったところで、対策のほうを進めてきたというところでございます。以上です。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。ちょっと補足させていただきますと、新型コロナウイルスの陽性者が判明し始めて以降、当然職員の健康管理という部分で、職員課等も含めて対策ということは、まずソフト面での対応ということで、職員には、日々の行動管理の記録を取っていただくとか、毎朝体温を測っていただいて出勤していただくというような、ソフト面での対応をずっと取ってきておりまして、パーティション的な、職場でのパーティションの導入というのは、保健所のほうが、まず手作りのパーティションで導入したという実績があったわけなんですけれども、その効果の辺りも、保健所のほうにも、我々は当初から確認をしております、当初といいますか、保健所は隣土士の仕切りまでは言ってなくて、前の方

との間に仕切りをつけておられたわけなんですけれども、やはりこれだけではちょっと効果的にはどうだろうかというのも、保健所内部のほうからの意見も伺ってありましたので、まずは物理的な対策というよりも、ソフト的な対応ということで、職員の行動管理のほうを徹底いただくということで取り組んできたわけなんですけれども、この夏にデルタ株ということで、職員のほうにも、ずっとそういった行動管理等で、職員の発生はなかったんですが、西工事事務所のほうでの職員2人目ということで、久しぶりに発生したというようなこともある中で、やはり市民の皆さんからも、ちょっと市民課、1階がやっぱり人が多いところ、職員も来客も多いということもあって、市民の方もそうですし、職員の中からも、やはり職員の中で発生したということも踏まえて、不安の声が上がってきたということもありまして、今回は1階のみにさせていただいておると。効果を見ながら、感染状況等も見据えながらなんですけれども、引き続き、職員の行動管理の徹底の部分と併せて、効果はちょっと見ていきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 効果を考えると、何か分からないような気がするんですよね。何が効果があって、何が効果がないっていうのは。ただ、何かすごくやっぱり見た目ってちょっと言っちゃっていいのか分からないんですけど、県の飲食店の認証店でも、何かアクリル板だとかいろいろ手だて取ってくださいよって、効果は分かりませんよ、効果は分からんけど、見た目で、ああ、対策取ってるなっていうふうに、だから、それで安心感を与えるっていうかね、何かそういうのってあるじゃないですか、この新型コロナについてはね。それが、過度に働くのはどうかなっていう気もしなくはないんですけども、さっき部長が言われたように、市民のほうからも、そういう声がやっぱりあったっていうのは、やっぱりそういうふうに見てしまうし、感じてしまうので、本当に職員だけしかおらんところで仕事してるんならまだしも、やっぱりそうやって市民の方が来られる、さっき石田委員が言われた2階なんかもそうですけど、やっぱりそこら辺の対応っていうのは、私も、やっぱり決して職員だけの側からの要望だけじゃなくって、やっぱり来られる側の、ちょっと立場でも考えてみる必要があるんじゃないのかなっていう気はしてます。だから、今回、とにかく補正待たずに、予算流用して、すぐに対応したっていう話は聞いたので、本当に、その早い対応はよかったなとは思ってますけれども、やっぱり増えるのか減るのか、本当に分からない状態がまだまだ続いているので、その辺は、私も石田委員と同じ意見で、対応をぜひ検討していただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。その他関連ありますか。その他、質疑お願いします。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 すみません。先ほど、石田委員さんからお尋ねのこの現状点検の時期ですが、私、本年の4月末と、4月にやったと言ったんですが、正確には、本年の3月末に終了しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員、よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。



◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第113号鳥取市職員給与条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第114号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第114号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はありますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 加嶋です。では、お尋ねします。産業振興促進区域内であれば、これは、もう新規に出店しておられる、例えば製造業ですので、今ウッドショックとかがあって、木材を製材するような会社だとか、そういったものが、企業が来られたときにも適用されるものなのか、ちょっとこの条文だけで、どういった固定資産税の免除というのが分からなかったもので、すみません、私が読み込み不足かもしれませんが、新規に、もともとある企業ではなくて、新規にこの地域に来た者が課税免除の対象になるのか、その点をお尋ねします。

○中島辰哉固定資産税課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。固定資産税については、附属品でなく、市内にある該当の地域であれば、そのものについて課税するっていうことになりますので、対象の地域内ということで事業をされるということで、そこで設備投資をされるものであれば、こちらの課税免除の対象になるということで御理解いただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。お答えいただきました。この8ページ、ごめんなさい、付議案8ページの（1）で、その製造業または旅館業で500万円というところなんですけれども、この500万円っていう後に、ただし書があって、資本金の額等がっていうことなので、これはもう売上げとかじゃなくて、企業であれば、単体の企業の資本金額のみで、その上限が変わるといふふうに判断したらいいでしょうか。

○中島辰哉固定資産税課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。はい。こちらのほうの取得価格要件で金額で分けたのは、資本金の額ということで分けてありますので、資本金によって、法人で区別されてるといふようなことで結構です。はい、以上です。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はございますか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第114号鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第115号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第115号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第115号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第130号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第130号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第130号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案を承認される方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり承認されました。はい。

それでは、執行部の方は退席していただいて結構でございます。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、はい。続けて行きます。追加分ということで、議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、議案第131号、所管に属する部分について御説明を申し上げます。説明のほうは、右肩に1の2とお配りをさせていただいております補正予算説明資料、それからお配りをしています予算書、こちらで御説明をさせていただきます。

それでは、2ページです。裏面になります。はい。款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。予算書のほうは12ページでございます。補正額は415万6,000円でございます。こちらの内容のところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（各省庁・地方負担分）ということで、415万6,000円を計上するものでございます。なお、こちらにつきましましては、ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費、こちらのほうに充当するものとなります。

続きまして、その下でございます。款・項・目、繰越金、前年度繰越金でございます。予算書のほうは14ページでございます。補正額が3,318万9,000円ということでございます。こちら、補正第7号全体としましては3億4,916万円ございますが、これに必要となる一般財源として計上するものでございます。額としては3,318万9,000円でございます。以上でございます。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。続いて、その資料の一番下でございます。諸収入、雑入、目雑入、補正額80万円でございます。これは、令和3年7月の大雨災害に伴う本市への見舞金でございます。他の自治体1市、各種団体からの見舞金、合計80万計上するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。はい。

じゃあ、説明の終了した執行部の部署の方は、ここで退席してもらって結構でございます。

#### 報告第19号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、報告事項に入ります。報告第19号専決処分事項の報告についてであります。それでは、執行部、説明をお願いします。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。報告第19号専決処分事項について、御報告させていただきます。付議案のほうは21ページということとなります。こちらを御覧いただきたいと思っております。

こちらの未納となっております市営住宅の家賃の支払い等に関しまして、賃借人と訴えの提起前の和解、いわゆる即決和解を行うのに当たりまして、専決処分をさせていただいたというものでございます。

今回の案件につきましては、8月12日の臨時議会におきまして、当委員会で御報告させていただいた案件でございます。当該案件につきましては、鳥取簡易裁判所のほうに和解案を提出

しましたところ、家賃の分割の支払いが滞った場合、こちらの不履行になった場合の取扱いについて、和解事項の修正の助言がございました。これを受けまして、内容を検討いたしまして、相手方とも、再度、十分お話をさせていただいて合意を得ましたこと、また、相手方が、当初のお約束よりちょっと早めに一部お支払いをしていただいたということがございまして、債権額のほうが変わってまいりました。したがって、改めて即決和解につきまして、専決処分させていただいたというものでございます。

専決処分日は、令和3年8月26日でございます。和解の相手方は市内在住の方で、市営住宅に居住されている方でございます。和解の主な内容でございます。項目1でございます。滞納となっております、この家賃等83万3,100円につきまして、令和3年10月～令和4年12月まで、偶数月が年金の月なんですけれども、10万円、令和5年2月に、残りの3万3,100円を分割でお支払いしていただくということでございます。当初は、93万3,100円滞納額ございましたが、8月17日に、もう10万円をお支払いしていただいたということがございますので、金額が変わりました。また、分割開始も10月からということとしております。

項目2といたしまして、9月以降、毎月発生する家賃、この滞納分以外の、毎月これからかかってくるものでございます。この家賃につきましては、支払い期限どおりお支払いしていただくということでございます。これも、8月からを9月からということで変更いたしました。

項目3といたしまして、お支払いしていただく家賃について、どの部分に充てるのかという充当順序は相手側が指定するといった、充当順序についてを、追加項目として和解条項に入れました。といいますのが、滞納部分を分割でお支払いしていただく。今かかっている家賃も、並行してお支払いしていただく。今かかっているものが、3か月以上滞納すると、退去に該当してしまうということがございます。滞納部分、現行の家賃を2か月、ちょっとどうしても滞ってしまうと、あと1回、これが滞れば退去になってしまうという場合に、滞納部分は分割でお支払いされていた際に、最後の一部、またお支払いされるときに、滞納の古い部分に充ててしまうと、現行の家賃部分が3か月滞納になってしまって、相手方に不利益になってしまうということがございますので、相手方のお支払いされるときに、御自身の意向を一番にするということを盛り込みさせていただきました。

項目4～7につきましては、前回同様の項目で、内容としては変わっておりません。

項目8番といたしまして、万が一明渡しになった際、明渡し後に残置物がある場合、相手方は所有権を放棄して、市のほうでそれを処分に付すというところを盛り込まさせていただいております。これも、後々トラブルがないような形でさせていただいたというところでございます。

項目9と10、それと、和解が整わず訴訟に対するとき、これは、従前のおりとしております。

以上、相手方と再度お話をさせていただいて、和解を合意させていただきましたので、専決処分をさせていただいたというものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

◆砂田典男委員 委員長、ちょっとよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 ちょっとお聞かせください。この該当者は、例えば年金受給者だということで、年金受給の方が、その市営住宅の入居基準の収入というのが多分あると思うんですけど、月々10万円、2か月に1回払って、それで、毎月の家賃を払っていくと。なおかつ、残りの年金で生活ができる水準だったかどうかというのと、今現在のその入居基準のその収入に見合った方かどうかというのをお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 収納推進課、吉田でございます。まず1点、支払いの関係でございます。年金、確かに年金の収入ということでございます。本人さんともいろいろお話しさせていただいて、年金以外にも、勤務をされておまして、働かれておまして、それなりの所得がございます。また、御家族も一緒に住まわれているというところで、そういった部分の収支の状況を十分お聞きした上で、生活の実態もお聞かせ願って、その上で、御本人さんも大丈夫ですというところ、それと、御本人さんは、今、滞納になっているところを、何とか解決されたいというお気持ちも強く持っておられます。そういった部分で、ここは、もうしっかりと、ここは信用をさせていただいておりますし、収支の状況も確認させていただいておりますので、履行のほうもしていただけるという具合に考えております。

2点目でございます。詳しい中身は、ちょっと市営住宅の所管課である建築住宅課のほうで、分からないんですけども、この滞納案件で話を聞いている限りでは、市営住宅に入られとる場合には、世帯主さんの収入とも勘案して家賃等は算定されているという具合に聞いておりますので、その該当になるということは、居住条件ですね、それは聞いております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

じゃあ、これで、執行部は退席していただいて結構でございます。よろしくお願ひします。  
（ ） どうもありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

#### 令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続いて請願審査に入ります。令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願について、前回御意見を頂きましたが、改めて、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。会派開政、話す時間をいただいてありがとうございましたとお伝えしないといけないなと思います。秋山委員から指摘された私の文言もですけども、一応、いろんな本にも当たりました。にんげん出版、最新差別語・不快語というようなことで、一応載ってはいないんですけども、やはり誤解を生むような発言というのは避けるべきだなということで、私の意図するところは、啓発という意味で使った言葉ですので、啓発というふうに変更するべきという秋山委員の御指摘は、妥当かなというところでございます。

遡って、私がこのオブザーバー参加で、人道的なものでってということ自体が、ちょっと無理があったのかなと、そこは、言葉の文言と別として、会派の中でも話が出ましたので、ちょっと前回のときの私の意見も、ちょっと無理があったというところも承知しておるところでございます。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと、質疑を終結いたします。

討論はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。開政、加嶋です。外交と防衛は国会の専権事項ということで、過去の請願や陳情にも反対をしてきましたので、このたびも反対という形で討論とさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 前回も、この請願に対しては、賛成の立場で意見を言ったんですけども、やはり、この核兵器禁止ってというのは、本当に、もう世界中の大きな課題だと思ってます。だから、そういう世界各国のいろんな動き、あるいは、世界中のいろんな方たちの動きの中で、核兵器禁止条約っていうものができたと思ってます。ただ、核兵器を保有してる国が、なかなかこう賛成しない、同意をしないっていう、その大きな課題っていうのはあるんですけども、やっぱり本当に核兵器のない、本当に平和な世界を目指していくということで、日本が本当にオブザーバーだけでも、そういう核兵器禁止条約締約国会議にやっぱり出るというのは、本当に大事なことだし、意味のあることだし、世界に対しても、やはりアピールすることになると思います。私たちの会派の立場は、あくまでもやっぱり条約にもう署名して、締約国になってほしいというのがあるんですけども、まずは、そのオブザーバー会議に参加をというのが、本当に幅広い一致点に、今なっているというふうに私は思ってますので、この請願に対しては、ぜひ賛成して、ぜひ市議会からも意見書を上げていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ありますか。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。賛成の討論です。先回も繰り返し言ったところではありますが、核兵器そのものが全ての生物を滅亡させるという、外交防衛を越えた、地球を守るために取り組まなければならない、とっても重要なことだということを申し上げたいなと思います。

この核兵器禁止条約を日本政府も批准をすることが、最も大事なことだと思いますけれども、見解にかなりの隔たりがありますので、まずはオブザーバー参加をして、双方の真の橋渡しをしていき、この地球を守る取組ということで、そういう動きをしてほしいということの思いがありますので、この請願に賛成をします。

◆吉野恭介委員長 そのほか、討論。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、これには賛成という考えであります。あくまでも、保有国と非保有国との間という、これは、全ての国が核兵器を、今はもう廃棄をするんだという考えを下に進んでいくことであれば問題ないわけです。ただ、保有国の中で、手放そうとする国は現段階でないという状況の中で、やはり日米同盟というものを基軸にして、日本はやっぱり考えていくことも重要だということで、締約国となるということも、そういった大事なことは、日本としては、被爆国としては重要なことではあるわけですが、現段階では、この出されておる請願書を見れば、やはり非保有国と核保有国の具体的対話づくりの橋渡しを担っていくことには、核兵器のない社会の実現に向けて大きな意義があると、まさに、私はこのことが、現段階では日本の一番できることかな、今できることはここまでかなという思いでありまして、オブザーバー参加ということに関しては、賛成ということで考えております。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。先回も申し上げましたが、これについては、私も賛成の立場でございます。この核兵器禁止条約は、これは、本当にもう批准すべき、そういう条約であろうというふうに思っておりますが、ただ、そのタイミングが今なのかといたら、それぞれ皆さん述べられましたけれども、今々できる状況にはない、それぞれの国の理由等もあり、難しい状態があるというところの中で、やはり保有国と非保有国、ここの対立をもう生んでしまったら、もうそれ以上なかなか歩み寄りがもうできない、そういう状況にしてはならないと思います。遠いようで、やっぱり近道といえ、やっぱり対話によって、そこの溝を埋めていくことが、やっぱり近道なんであろうというふうに思います。それで、そこの対話の間に入って、唯一そこをつなげていくことができるのが、やっぱり唯一の被爆国である日本が、そういう責任を負うべきであろうというふうに思っております。そういう意味で、やはりオブザーバーということで、議決権はないわけではありますけれども、しっかりそこで意見は述べることはできるわけでありまして、そこの橋渡し役をしっかりと日本が果たして、そういう将来の批准ができるような環境整備、これを進めていくべきであろうというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手をお願いいたします。



〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手多数と認め、本請願は採択と決定いたしました。

本請願は、意見書提出を求める請願ですので、委員会提出議案として意見書を提出することとなります。本請願については、意見書案が請願者から提出されておりませんので、正副委員長で、文案、提出先等について案を作成いたしました。では、事務局、配付をお願いします。

はい。行き渡りましたでしょうか。一番下の、したがって、政府におかれてはというところを、文言を書き換えておりますが、どうぞ、一読、御確認をお願いします。

はい。事務局より説明があります。はい、毛利さん。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 ただいま正副委員長につくっていただいた意見書案ということで、正副委員長さんから、基本的にこういったような考え方をということでお示しをいただいたものを配付をさせていただいておりますが、基本的には、最初の文章から、したがってという一番最後のところがございますけれども、2021年1月22日から、それから一番最後、下から3行目の大きな意義があると考えます。ここまでは、いわゆる請願者の文書をそのまま引用ということであります。取りあえず、これと、提出案ですけれども、衆議院議長、それから参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、これは、請願書の中に出してほしいということがございましたので、こちらのほうを文書の中に入れてあるということでございます。追加の補足説明ということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。事務局より補足もいただきました。

本案について、御意見はございますか。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 いいと思いますよ。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい。

それでは、最終的な意見書を作成いたしますので、本日の委員会の最後で、確認をもう一度取っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これで総務部を終わります。ありがとうございます。

はい。それでは、執行部の入れ替わりも終わりました。

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 では、続きまして、企画推進部に入ります。

それでは、まず高橋部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○高橋義幸企画推進部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 企画推進部長の高橋でございます。本日はよろしく願いいたします。

まず本日は、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算、これは、先般9月の7日に、内容については御説明をさせていただきましたので、審査をよろしく願いしたいというふうに思います。

それに加えて、昨日、追加提案をさせていただきました議案第131号、こちらも補正予算でございますけれども、こちらは、昨年実施いたしましたが、県外学生の応援便についての補正予算でございます。1,500万円を計上いたしておりますので、こちらのほうにつきましては、説明等審査のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。事業別概要書16ページの上段ですけども、市政広報費ですね。新型コロナウイルス感染症、これについてのアフターコロナ対応、ワクチン接種に関する情報、市の方針・施策について、効果的な情報提供を行っていくということでのスポットCMということでありまして、15秒CMを民放2社で流していらっしゃるんですけども、この期間とか放映の時間帯とか、ちょっとお聞きしたいと思いますのと、そのCMの内容が、目的・効果のところに書いてありますけども、この15秒間で、このようなことを盛り込んだ15秒の内容にするのか、それぞれの内容のものを15秒間でつくって、何種類かつくって、それを流していったりするのか、その手法をお伺いをしたいのと、コロナについては、もう感染状況が刻々と変わっていったりすることがある中で、その状況の変化によって、その放送内容を変更していくとかというような、新たにそのタイミング、そこに合わせたような中身につくり変えていったりとかというようなこともあるのかどうか、その辺りちょっと教えてください。

○松本 縁秘書課広報室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。まず、期間につきましては、10月から、これ、4月～9月分につきましては、予算を確保しておりまして、既に契約をしておりまして、実施しているところです。ですので、今回補正で上げさせていただいてる分は、10月～来年の3月末までの分ということになります。

放映の時間帯ですけども、CMにつきましては、タイムランクというものが設定されていて、A～Cまでのランクがあります。これは、いわゆるゴールデンタイムですとか、テレビをよく皆様見ている時間帯についてはAであったりして、ちょっと時間帯が見ない時間帯になっていくとCとかになって、ランクがあります。ですので、CMタイムのランクに合わせて、まず、朝の情報番組、これがB～Cのランクになります。それから、夕方のローカルニュース番組、これがB、特Bといたしまして、AとB、Cの間のランクになります。それから、日曜日のランクAの番組ということで、この3つの時間帯に、放送の中に入れてさせていただいて、CMを流すというようなことでさせていただいております。

それから、内容につきましては、その時々ワクチン接種の日程ですとか、あと、感染予防対策ですとか、そういった、そのときに合わせた内容に変更しまして、15秒の文字画面での放送であったり、文字画面の場合は、テレビ局の方がその文字の内容を読み上げるというような構成であったり、あと、映像をつくらせていただいて、15秒間の映像を流したりというようないろいろな方法で、一番伝わりやすい方法で放送させていただいているところです。

手法につきましては、今、申し上げましたように、文字画面での画面を見せておいて、その内容を読み上げる方法と、あと、映像を流すというような方法で、その都度必要な情報について内容を変えまして、月の前半はこの内容、後半はこの内容というような形でも変えさせていただきまして、対応させていただいてるところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。当然、情報提供、大変重要なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、CMとかいうのは、やっぱりこの時間帯なんだろうなという、一番大きなところは、本当多くの方に見ただけの時間帯というのが、その時間帯に流せば、その分費用が、Aランクにすれば高くつくのは、当然その辺りの部分っていうのを折り合いをつけられないところではありますけども、あとは、やっぱりCMっていったら、私、やっぱり1つはインパクトも非常に大事なのかなと思ひまして、単なる何か情報だけをさらっと流していると、何か見られずじまいで、さーっと終わってしまうようなこともあると思いますので、ただ、おちゃらけになってはいけませんけども、ぱっと目を引きつけるような、その画面のほうに向いていただけるような、そういうCMの入り口っていうか入り口、立ち上げのところについては、何かそういうことが1つ考えた上でのCM作成になればいいのではないかなと、これは、私のちょっと意見ではありますけれども、そういうところも実際の制作現場のほうとかも相談しながらなるうかと思ひますけども、そういう手法も私はあるかとは思ひますので、その辺も考えてみていただけたらなと思ひます。はい。これは意見です。

○松本 縁秘書課広報室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。御意見ありがとうございます。テレビCMですけども、やっぱり受動的に見ていただける、その番組を見ていただいている間に、見ようと思わなくても届く情報ということで、すごく活用させていただいているところです。ですので、トットリー氏ですとか、黄色い感じで、鳥取市からのお知らせなんだ、この画面が出たら、鳥取市からのお知らせなんだということ、見ておられる市民の方に、知らず知らずのうちに定着できるような、そういったインパクトのあるCMをつくっていききたいと思います。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか関連でございませうか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。市政広報費について、お尋ねをいたします。関連して、スポットCM15秒、民法2社となっていますけれども、この民法2社、予定されているところ、お答えできるのであれば、教えていただきたいです。お名前が出せないようであれば、A社、B社というふうに言っていただけたらと思うんですけども、制作料と放映料等々込みで528

万円の要求額になっていると思います。それぞれの社で制作料がかかるものなのか、制作料自体は1つだけにつくってしまうから、1回だけかかって、放映料がそれぞれの各社かかるのか、A社・B社で、放映料がそれぞれ異なるかとは思いますが、その金額の内訳をお尋ねします。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。まず、2社につきましては、説明のほうでもさせていただいておりましたが、TSK山陰中央テレビさんと、あと、BS Sの山陰放送さんになります。金額につきましては、各社とも同じ額でさせていただき、お話をさせていただいてまして、税込みで1社が264万円で、同じく2社とも同じ金額になっておりまして、合わせて予算額となっているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。分かりました。そうしたら、その264万円の中に、コマーシャルをつくってくれる金額と放映料が入っているということでの認識でよろしかったでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。はい。そのとおり、制作費と放映費と両方含まれております。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっと聞かせてください。16ページの下段の概要書の、文化振興費についてであります。なお、これは、鹿野小学校の体育館ということで、鳥の劇場が活用しておられる物件だと思うわけですが、これのシャッターですね、防火シャッターの開閉機や感知器の交換に関する経費ということで、107万5,000円計上をされておるところであります。私、これがちょっと理解に苦しむのが、大体、小学校というのは、校舎があって、それに隣接をして渡り廊下で体育館にという仕組みで、校舎っていうのは大体建てられておると思うんですが、この防火シャッターが体育館の入り口にというのは、どういう光景かなと思って、火災に対するどういった役目を果たしているものなのか、その点についてお聞かせください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課の福山です。お答えします。申し訳ありません。詳しい資料をつけておけばよかったかなと、ちょっと今、反省しておりますが、今お尋ねの件ですけれども、実は、この旧鹿野小学校の施設というのは、いわゆる複合施設になってまして、校舎があります、これに体育館がくっついています。さらに、その向こうに、幼稚園がくっついているという、当時としては画期的な、時代を先取りしたような複合施設になっておりまして、その関係で、先ほど星見委員さん言われたように、通常であれば、渡り廊下とかなんですけれども、この場合はもう棟が続いているという形で、ですので、類焼を防ぐ、延焼を防ぐため

に、防火シャッターがあると。ちなみに、幼稚園側のほうもくっついてますが、幼稚園側のほうには、防火扉が設置をしてあるということになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 了解です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、説明の終了されました部署は、退席してもらって結構でございます。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、追加提案分に入ります。議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部お願いいたします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 政策企画課、渡邊でございます。本日の資料としてお配りさせていただいております総務企画委員会の補正予算説明資料、令和3年度9月追加補正予算の資料、資料1を御覧くださいませ。2ページでございます。

総務費、総務管理費、企画費、高等教育機関在学学生支援事業費（ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費）でございます。こちらは、昨年度も実施させていただきましたが、本市から県外に進学した学生に対しまして、米や農産物加工品等を詰め合わせた「トットリー氏からのがんばる出身学生応援便」を送付させていただく事業でございます。今年度は、1人当たり1回ということになりますが、宅配便5,000円相当のものを、1回2,000人程度を想定をさせていただいております。そちらに係る費用及び送料でありますとか、詰めたり、事務的な経費、そういったもので、合わせまして1,500万円の経費をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の対策に関しまして、臨時交付金、一部活用させていただくと同時に、議会のほうから、今年度も頂いておりますが、調査研究費を減額していただきまして、こちらの事業に使わせていただいております。お礼を申し上げます。

この事業、昨年度にも実施をしておりましたが、生徒・学生のほうからも好評をいただいております。今年度も実施させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、横山委員。

◆横山 明委員 ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費についてですけれども、ただいま御説明がありました。ちょっと確認したかったのは、昨年度は2回でしたか、今年は1回ということですね。そういうことでしょうか。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。横山委員。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 政策企画課、渡邊でございます。昨年度は、2回の送付をさせていただきました。昨年度7月の臨時議会のほうで対応させていただきました、2便ということで、そのときは、そっちのときも特別交付金を使わせていただくということでさせていただきましたし、併せまして、そのときも、議会のほうから御支援をいただいたということがございます。今年度は、特別交付金を使わせていただくんですが、あまりたくさん事業費を確保できませんでしたので、今年度は1回ということでさせていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 ちょっとお尋ねをしますけれども、1,500万の予算に対して、例えば、2,000人に、1人当たり5,000円ということは、1,000万。それで、梱包物流費が500万ということでしたかね。何かかなり梱包物流費が高いように感じるんですけども、その辺りは、もう少し協力していただくような方策はなかったものかどうかお伺いします。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。御説明申し上げます。先ほども申しましたとおり、1人5,000円分のを2,000名にということですので、1,000万程度、そのほか500万ということになります。こちらの中には、申し上げましたとおり、物流費、これは宅配便に係る経費、それから、当然段ボールですとか、そういったものを製作していく経費、それから、こちら、去年は地域商社さんのほうに委託をさせていただいておまして、そちらのほうで品物の確保をしていただいたりですとか、梱包をしていただいたりですとか、そういった事務的経費、そういったものも含めての経費となっております。今年度も、同じく業者のほうに、まだ確定はしていませんが、委託をさせていただきたいと思っております。そちらの部分での人件費でありますとか、梱包に係る経費でありますとか、そういったものにも併せまして、500万円程度の事務的経費がかかるということでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆砂田典男委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 私が思うには、例えば、どこのデパートとかスーパーにでも、例えば5,000円の商品の詰め合わせとかっていうのを、仮にそういうような商品があるのであれば、あとは物流費ぐらいだけで済むようなことだと思ってるんですけどね、我々民間出身の考え方としては、その辺りは、行政としては考慮をされなかったのかどうかお伺いします。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 ありがとうございます。例えば、インターネットなんかでのものを、商品を頼みますと、そちらのお店に行くと、そちらのお店のほうから、自分たちで梱包して送料プラスとされるというような形になります。このたびは、様々な商品を梱包させて、いろんな、色とりどりの商品をするということですので、まず一旦、地域商社なり、受けられていただいた業者のほうで、各様々な皆様から品物を集める、そして、それを個数に分けて詰め込みをしますと、そういった作業もかかってきます。ですので、そういった意味でいいますと、プラスのやっぱり人件費でありますとか、そういった部分はかかってくるのかなというようなことで考えておりますので、そういった部分、少し割高には確かになってきますけれども、しっかりと事業費、その辺に関しましては精査をさせていただきながら、決算のときにもしっかりとさせていただきますのでは思っておりますが、やはり、かかってくるものというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 限られた財源の中でのこういう発想、いいことなんですけど、その辺りも十分考慮して励んでいただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 すみません、失礼しました。この件については、昨年に引き続いて今年もやられるということで、私は本当にしっかりと支援をしてあげてほしいなという思いは、もうこれはしっかりと持っております。そこで、このコロナウイルスの感染症に対して、影響を非常に受けているということから、やはり、こういった県外に出られた学生さんの支援ということがあります。ただ、私は、やはり地元の大学に進学しておられる人数は少ないとは思いますが、こういった方々も、やはり市内のこういった飲食店や等々の、やはりこのコロナの影響を受けて、本当に疲弊しておられるような状況の中で、やっぱり湖山の辺りでもそうですけども、やはり飲食店のバイトっていうのは、学生が中心でこれまでずっとやっておられるような店があるわけですが、少なかれ影響はあると思うんですね。そういった中に、やっぱりこういったこのたびの予算については、県外学生を対象ということですけども、県内の学生に対する支援の考え方ということを、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。政策企画課、渡邊でございます。県外の学生のみならず、当然、市内に残った学生の支援も必要だということでございます。やはり、コロナウイルス感染症拡大ということで、市内の学生にとっても影響あるかなとは考えております。これは、今年度の大学または専門学校にお支払いさせていただく

支援金ではあるんですけども、大学や専門学校が直接雇用された学生に対しては、アルバイト料という部分を、鳥取市のほうとしては支援をさせていただいております。これも去年から引き続きやらせていただいておりますが、そういったことで市内の学生、少しでも、例えばアルバイトがなくなった学生さんが、少しでも自分たちの学生の生活っていうのに対して不安を残されないようにというようなことで、そういった支援も考えております。そういったところで学生のほうの支援をさせていただいておりますので、市内の学生にも、我々のほうとしては、やっぱり目を向けていきたいというふうには考えているところです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、そのほか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。昨年2回、今年1回ということでありまして、昨年は、本当にまだコロナの脅威っていうのが、なかなかどういふものなのか分らない中で、本当に全国的に飲食店等で、特に飲食店等でバイト収入で得てる学生さんなんか、時短営業とか休業とかで、収入がゼロだという状況の中で、大変好評だったと思っておりますけれども、今回1回ということでありまして、現状、昨年のときの学生さんのバイト等収入状況と、現在でも、首都圏のほうとか緊急事態の宣言下ではありますけれども、現状、その辺のバイト状況といひますか、収入の状況とか比較した場合、今どうなんでしょう。その辺りっていうのは、何か状況を把握されていらっしゃるでしょうか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。データの比較ということは、正直申しまして、できておりません。ただ、やはり首都圏のほうでも、こういった緊急事態宣言ということで、なかなか外には出にくいし、地元には帰ってこれないという学生さんのやっぱり不安な気持ちでありますとかっていうものはあるというのは聞いております。そういった部分を少しでも取り除けるこの事業でもありますし、市内のほうでも、やはり、このたび県のほうの考えの中で、やっぱり時短営業っていうのをさせていただきまして、学生さんには、やはり少なからずアルバイトのほう減ったとか、そういったことはあったのかなとは思っておりますので、データのものはございませんが、やっぱりそういった部分、起こっておるのかなというふうには把握しておるところです。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。なかなか予算も潤沢ではない中での支援ということで、これについては、大変いい取組だなというふうには思っておりますが、その辺りも状況等をしっかりと確認をしていただきながら、やはり困っていらっしゃる地元学生さん、この先もまだまだ多くの困り事ということがあれば、しっかりアンテナ張り巡らせて、また何らかの支援ということも必要になってくるかも分かりませんし、その辺りについては、速やかな検討、対処等も、引き続き考えていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。今、石田議員が質問されたことと重なるんですけども、事業の経過及び背景のところ、アルバイト収入の減少やと入れているのであれば、やはり数件であっても、聞き取り調査等々はすべきなのかなと。そうでないのであれば、そう思っている



というのは、検討したということにはならないと思われしますので、やはり実態を調べていただきたい、もしくは、ほかの事業分のように、新型コロナウイルス感染症が長期化しており、その影響に対応する必要があるというような文言で、ここまで具体的に書くと、やはり調査された上で、実態を把握して、こういう制度設計になったのかなというふうに見えてしまいますので、表記の仕方をも議会のほうがどうこう言うのもおかしいんですけども、市民の方に公開されている資料ですので、文言、きちんとお願いしたいということと、一緒に送付するときに、アンケートとか返送用のものを同封して、アルバイト等影響があったでしょうかというふうにお聞きしてもいいものだと思います。チラシ等と一緒にアンケートを作っておいて、入れてみてはどうかということが1点と、今回の一般質問でも、星見委員をはじめ、地元のお米の農家さんが困ってるとお話もありました。地域商社とつとりのほうに、1キロでも2キロでも小分けにした鳥取のブランド米等々商品があるようであれば、そういったものも検討してもらうように言うことができないものか、その2点のほうをお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。まずは、その概要の書き方のところの御指摘いただきました。ありがとうございます。我々も、もう少しちょっと今後考えていきたいと思っております。

それから、アンケートを取り入れるということ、それも今後、業者がまだ決まっておられません、選定された業者さんとしっかりと話をしてお考えさせていただきたいと思っております。併せまして、お米の件ですが、お米というのは、やっぱり鳥取は特産もありますので、使っていただきたいということはお伝えをさせていただいておりますので、こちらは、品物の中に入れてくかなと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私も、この事業が、また今回やられることになってよかったなと思っております。それで、前は、賞味期限がちょっと間がなかったとかね、何かそんなこともあったりしたので、今回はやっぱりそういうこと重々ないように、これから決まる業者さんとしっかり話をさせていただきたいですし、あと、やっぱりこう、どういうものを入れるかっていうのもすごく大事になってくるので、去年のやったことをいろいろ参考にしながら、いろんなものを入れてあげてほしいなと思うんですね。やっぱり、届いた箱を開けるときって、すっごい楽しみやと思うんですね、学生さん。県外で、近い遠いはあるんでしょうけれども、なかなか本当にもう帰ってこれないっていうね、帰りたくても帰れないっていう、やっぱり学生にとって、その親御さんとはいろいろラインとかね、そういったことで連絡は取ったり、友達ともしてるんでしょうけど、行政のほうから、こうやって送り物というか、こういうものが届くっていうのは、やっぱり自治体とつながってる感っていうか、やっぱりそういったものっていうのを感じることができるんじゃないかなって思ってるんですね。恐らく、何かお手紙っていうかね、メッセージも添えられてると思っておりますので、やっぱり、今の学生さんのこう気持ちに届くようなちょっとメッセージも入れていただいってね、本当にこの大変なときを、本当に一緒に頑張っ

て乗り切っていこうねっていうね、やっぱりそういう思いで、学生さんに本当に頑張っていた  
だきたいなと思います。

もう一つの面で、やっぱり、地元の農産物だとか、そういった加工品をやっぱり使ってい  
くってということで、それらを作っておられる方の営業っていうか経営っていうか、やっぱりそう  
いったことにもやっぱり資することなので、やっぱりそこは、しっかりと商品選択には頑張っ  
ていただきたいなと思います。

それと、アンケートのことを加嶋委員が言われて、私もなるほどなと思いました。もう箱に  
入れてしまえばおしまいなので、やっぱり、生の学生さんの声をやっぱり聴くっていうのはす  
ごく大事なことだと思いますので、ぜひ、それはやっていただきたいなと私も思います。以上  
です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属す  
る部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。審議の後でございますが、2点、御報告をさ  
せていただきたいことがございます。1点目は、前回の総務企画委員会の際に、環境大学の  
評価の件で御報告をさせていただきました。そちらのときに、2点ほど持ち帰らせていただ  
いた部分がありますので、そちらの御報告、それから、もう一つは、今日、チラシを配らせて  
いただいておりますが、鳥取市でのPCR検査費用、これは、県外の学校を受験した学生のPC  
R検査費用、この2点を御報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず、環境大学、前回の総務企画委員会で持ち帰らせていただいた2つの御質問  
についてでございます。まず、1点目でございますが、星見委員のほうから、大学生のコロナ  
の影響で、学校のオンライン学習、オンラインでありますとか、対面学習でありますとか、そ  
ういったものについてということでございました。鳥取大学の状況はどうなのかというところ  
でございましたので、鳥取大学の状況を御説明させていただきたいと思います。今年度前期に  
ついてでございますが、やはり4月や5月といった県外から戻ってくるタイミング、ゴールデ  
ンウィークも含めまして、戻ってくるタイミングというところに関しましては、しばらくの間、  
オンライン授業が行われております。その後、時間を空けて、経過をしながら、対面授業に変  
えていったというところがございます。ただ、やはり学生、密ということは駄目ですので、広

い講義室の部屋というものが準備できない場合は、オンラインの対応ということも、場合によってはやられながらということでもございました。それから、7月下旬、鳥取のほうでも、コロナウイルスの感染者が多くなり始めた頃っていうのがございまして、そこは、オンライン学習のほうに切り替えられてやられたということでもございます。ちなみに、後期の授業、後期が、鳥取大学、10月1日から始まります。後期の授業、始まりましたら、2週間程度は、まずオンラインで、原則オンラインで授業されて、それが終わりましたら、徐々にまた対面授業に変更していくと、そういったような対応を取らせていただいとるということでもございます。鳥取大学のほうでも、感染症タスクフォースということで、特別チームをつくっておられまして、随時、授業形態でありますとか、場合場合に対応するように立ち上げられてやっておられるということでもございますので、そちらを御報告させていただきたいと思っております。

ちなみにですけれども、鳥取環境大学、9月の21日、来週から夏休み明けということになります。環境大学につきましては、もう9月の21日の2週間前、9月の7日ぐらいに、もう学生のほうに連絡をしております、まず、健康観察を今から徹底しなさいよというようなこと、それから1週間前、9月の14日頃には、鳥取のほうに戻ってきて、しっかりと県外移動を控えてほしいというようなことを連絡をしております、9月の21日から、初めから対面を主体として授業を始められるというようなことでもございます。

それと、もう一点でございます。伊藤副委員長のほうからでもございましたが、県内入学者促進コーディネーターというものが、去年の評価書にはあったが、今年はなかったということで、どうなんだろうかという御質問でもございました。この県内入学者促進コーディネーターでございますが、平成30年度から設置、配置をしております。30年度、それから平成31年、令和元年度ですけれども、そちらも継続して配置をされておられました。ただ、コーディネーターの出張の都合ということで、令和元年度いっぱい退職されたということでもございます。したがって、令和2年度にも配置はしていきたい意向ではあったのですが、適任者の配置というものに至らなかったということでもございます。引き続き、適任者がいらっしゃれば、新たにまた配置ということも考えておられるようですが、現在のところはいらっしゃいません。昨年度につきましては、事務局のほう、それから学長を筆頭に、県内学校回られるというようなことを一緒にされたということでもして、県内学生の入学ということに関しまして、積極的に環境大学のほうも取り組んでおられるということでもございます。環境大学についての御報告、以上でございます。

続きまして、チラシの御報告をさせていただきたいと思っております。昨年度計上させていただいております。一部失効して繰越しをさせていただいております。受験生等PCR検査費用補助金、その事業でございます。こちらにつきましては、今年度も受験生に対しましても支援をさせていただくように考えておられて、御報告させていただきます。

ワクチン接種が行われまして、少し状況も変わってくるかと思いましたが、現在のほうも、東京・大阪大都市圏は非常事態宣言というようなことで、やはり学生の不安というものも、まだまだ解消されていないということでもございます。そういったことで、この事業、昨年度と同様、引き続き実施させていただきます。スキームとしましては、昨年同様ということで、PCR

R検査、5,000円を超える費用につきまして、1人2回までということで御支援させていただきます。入試が始まってくる、推薦入試というのが9月頃からは始まりますので、この時期からこの事業、また開始させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

併せまして、8月の24日、皆さんのほうには、教育委員会との連名で資料提供ということをしていただいておりますが、我々の事業ではなく、教育委員会の事業でございます。全国大会、中国大会に出場する児童・生徒へのPCR検査補助、助成ということでもあります。これは、児童・生徒が、全国大会や中国大会など、県外の大会で出場された場合の自主的なPCR検査費用を助成するというものでございますが、教育委員会のほうでの事業でございます。こちらの経費、先ほど、我々のPCR検査の経費、こちらのほうから支出をさせていただいておりますので、そちらについても御報告をさせていただきます。報告、長くなりましたが以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。委員の皆さんよろしいですか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。  
では、それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。  
（ ） ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 はい。執行部、入れ替わりをお願いいたします。

#### 【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続きまして、市民生活部に入ります。  
それでは、まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長の鹿田哲生と申します。9月7日、先回の総務企画委員会で、議案第105号の補正予算以下5つの議案につきまして御説明申し上げました。今日は御審議いただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

また、昨日でございますけれども、追加提案ということで1議案、新たな提案があったのですけれども、この私の所管といたしまして、議案第131号の令和3年度鳥取市一般会計補正予算、協働推進課、あと鹿野町の総合支所と、案件2つございます。御説明の上、また御審議いただくということでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。

#### 議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますでしょうか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、石田です。事業別概要書の17ページの下段ですけれども、個人番号カードの関連事務費ということで、今回はマイナンバーカードの再交付手数料、これを、国に少なくとも報告して返還する金額ということで4万3,000円という、金額的にはそう大きくない金額ではありますが、これがこの5年間にわたって、気づきがなかったといえますか、それ、何でかなって正直その原因っていいですかね、その辺りは、なぜ5年間、そういう状況であったのかということをお伺いしたいのと、金額はあれですけれども、そういう忘れられてたということ自体が、ちょっとその部分っていうのが大きなことだなというふうに思ったりいたしまして、それをお伺いしたいのと、この5年目になって、そういうふうな気づきが出たというの、私が想像するのに、この後出てくる話だろうとは思いますが、法改正があって、このマイナンバーカードのカード発行手数料徴収業務が、これがJ-LISのほうに移管をするという法改正がなされたということですが、そのところで、今までその5年間その辺りというのが、誤った処理がなされてたというのが気づいたのかなというふうに推測するんですけども、その辺り、5年間そういう状況で気づきがなかったというところは、どういうふうな理由から来てるのかお聞かせください。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課の西垣です。では、御説明させていただきます。まず、この手数料、5年間気づかなかった理由なんですけれども、実は、手数料については日々集計を行っておりまして、大変お恥ずかしい話なんですけど、Excelという表計算のソフトを使って集計しておりました。例えば、合計額を計算する際に、例えば本来でしたら、関数とかを使いまして、4月から、年度初めの4月から年度末の3月までを計算させて合計を算出するんですけども、これが誤って、5月から年度末の3月までというふうな感じになっておりまして、担当者のほうも、これを毎年気づかずやっていたというようなことがございますし、あと、そもそも、補助金交付申請をする際には、この使用する金額が、決算見込額の決算額、決算見込額と合ってるかどうか、鳥取市のほうには財務会計システムというのがございますので、そちらのほうと突合をさせて、金額が間違っていないかどうかを確認してから補助金交付申請を行うべきだったんですけども、これも行われていなかったというふうな状況がございます。

そのようなことで、担当者が替わってきたという経過もあるんですけども、全く気づかずにおりまして、2つ目の御質問で、気づいた経緯なんですけれども、まさに800円のことがございます、国のほうから、過去の分をちょっと再チェックするよというふうな通知が来まして、改めて過去5年間を見直したところ、そのような経過が判明したというところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。Excelのほうに関数式を入れられて処理をされていたと、その計算式に誤りがあって、そのままずっと5年間処理されてきたと。何かその突

合もされてなかったというようなことも、今伺いいたしましたですけれども、今回で、これだけにとどまればいいんですけど、これからそれこそ、先ほども言いましたように、例えば、一事が万事で、そういうようなことが起きてはならないわけでありまして、その辺りも、やっぱり本当で途中、間違いがないのかどうかといたしますか、そういうチェック体制といたしますか、ずっとその、それが、もしあれば、5年間、そのまま引き続いて誤った処理が続いてたということもなかったのではなかろうかと思しますので、その辺りのチェック体制も、もうこういう状況があった以上、考えていく必要があるかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。今のおっしゃられたとおりでございまして、今、市民課としましては、今後の対応策としまして、必ず申請する、補助金の交付申請する際には、基本的なことなのですけれども、財務会計システムと、決算額、決算見込額と突合させること、あと、日々の業務の中で、毎月の集計の際にも、適宜財務会計と、システムのほうと金額を突合させて、集計させてる金額が間違いがないかどうかのチェックを、今、行うようにしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 17 ページの上段の戦略的移住定住推進事業費で、これは、学習会ということになってるんですけど、その講師の方というか、それはどんなふうに考えているのかっていうことと、あと、全3回やられるんですけども、その移住者の受入れに関わる地域団体や民間組織等って書いてあるんですけど、ちょっと具体的に、どういったところなのか教えてください。

それから、事業別概要の49 ページ、総合窓口管理事務費なんですけれども、債務負担行為の分です。前回の説明の中で、今年度の委託料が8,625万5,000円で、その3年分で限度額を積算したってというような説明だったかなと思うのですが、大体この向こう3年間のこの積算するときによく言われるのが、人件費が上がってるからとかっていうので、前のときよりも上げて試算されるんですけど、何で今年度の委託料の3年分で、それでいけるのかなっていうのが、ちょっと疑問に思うので、ちょっとその点教えてください。

それと、あと、これまでの関連する取組ってところで、今年度、効果を検証されてるっていうふうに書かれています。6月議会のときに、外部委員の予算が出てきたときも、検証した結果、引き続き3年間、またやるんだっていうことになったっていうお話がありました。実際問題、その効果を検証されて、どういった評価をされたのかっていうのを、ちょっと教えていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。地域振興課、漆原でございます。今回の補正に関わります、移住定住の団体等を集めて研修会を開くということなんですけれども、一応講師の先生は予定しております、酒匂様というコンテンツマーケティングを担当しておられる方で、eコマース、こういったものを得意とされると、大阪の方でございます。この方は、実

は、以前は礼服とか、そういった部門の会社におられまして、実はそういった礼服とかはなかなか売れないところを、それを大変大きく飛躍的に売上げをなされたということで、それがeコマースの状態、売上げを大きく伸ばされたというような形のものでございます。

その対象、今回のこの研修の対象団体ですけれども、1つには、ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会というものが、鳥取市の、うちの地域振興課のほうで事務局を持ってるんですけれども、ここの団体を対象にするのと、もう一つは、鳥取市移住定住空き家運営業務に関する意見交換会ということがありまして、新市域の空き家等がございまして、そこを委託で運営していただいている団体との2つを考えております。回帰戦略連絡会の中には、例えばNPO法人の森のようちえんさんとか銀行さん、それから商工会議所さん、そういったメンバーが入っておりますし、一方、空き家の連絡会の意見交換会の中は、例えば、いんしゅう鹿野まちづくり協議会さんとか、様々な団体等も入ってございまして、この移住定住に向けた取組としては、有効な取組と考えております。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。それでは、債務負担行為の説明についてさせていただきます。まず、最初の御質問ですけれども、人件費に関する部分、こちらについては、通常人件費の上昇しているところではあります。この上昇部分につきましては、事業所でないとその価格というのは分からないところがございます。今回、市民課、福祉総合窓口とはちょっと違うところですが、福祉総合窓口のほうは、新たな業務、新規業務、追加された業務というのがございましたが、市民課のほうは、現状の業務の継続というふうな形を取っております。現状の業務の継続、基本的に継続で、通常ですと、人件費の上昇という要素もございまして、それに加えて、経費が減少する要素もございました。例えば、コンビニ交付が現在普及しております。証明書の発行件数が、実は大きく減少しております。例えば平成30年、たしか平成30年度から令和元年度にかけては、証明書の発行件数の減が2,500件ぐらいだったんですけれども、これが、コンビニ交付が進むことで、令和元年度から令和2年度の証明書の発行件数が、1万件以上減少しております。これに併せて、コンビニ交付のほうも増加してるわけなんですけれども、こういった減少要因もございました。

そこで、債務負担行為の限度額は、先ほど、先回説明したような数式で設定したわけなんですけれども、ここに、この金額が正しいかどうかというところでもございましたので、事前に参考見積りというところで、数社から見積りを取らせてもらいまして、収まる場所もございましたので、この金額で間違っていないという判断をしたところでございます。

あと、もう一つ、委託を続ける効果について御説明させていただきます。まずは、市民満足度アンケートにより満足度の結果でございます。委託を始める前と後と、市民から毎年アンケートを取っておるんですけれども、委託を始める前と後とを比較したところ、窓口のほうは、満足度のほうは上昇しております。加えて、直営でやってる窓口もございまして、こちらのほうでもアンケートをしたところ、それに相乗効果といえましょうか、こちらのほうの満足度も上がっておりまして、市民満足度につきましては、委託の効果が出ておるなというふうな思

いでおります。また、繁忙期、市民課も繁忙期というのがございまして、そちらにつきましても、民間事業所のほうで柔軟なこう、いろんな勤務体系に合わせて、その繁忙期の時期、時間帯に合わせて、人を厚くしたり減らしたりするような対応をさせていただいております。こういったところで、スムーズな窓口業務ができておると思っております、その結果が、市民満足度の上昇に、上がっているのかなという判断をしておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 上限額の考え方は分かりました、分かりました。それで、効果について、そうやっていう評価をされてるっていうことも聞かせていただきました。確かに、民間に委託をされてるところだけではなくて、直営、市の職員が対応してるところのアンケート調査、満足度も高くなってるっていう相乗効果っていうのは、民間の人たちに引っ張られて、市の職員も頑張ってる、接遇面を頑張ってるっていうような結果だとは思いますが、それはそれで、あっ、そうなんだなって、市民にとってはいいことだなと思って、それは私もそう思います。

あと、本当にいろいろとその繁忙期に応じて、いろいろ柔軟に対応してくださると、受けてる業者さんが、それは仕事としてそういう対応をしてくれてると。基本は、やっぱり市民に対して不都合なことがあってはいけないわけで、迷惑が、待たせたりとかね、そういったこともあってはならないので、今、受けとられるところが、本当に精一杯、本当に仕様書に基づいて仕事をしていくっていうのは、委託を受けてる側にとったら当たり前なことだし、委託をしている側にとっては、本当にそこがちゃんとできてるかっていうのを、しっかりとチェックするのは当たり前なことだと思います。

これは、6月議会のときにも言いましたけど、ここはなかなか考え方が一緒にならないところなんだけど、窓口のところでも言われたんだけど、定型的な形を、やっぱり、定型の仕事を業務委託してるんですっていうことで、職員は、より専門的な仕事に関わるっていう、そういうふうにならずにこの間聞かされてきたんだけど、さっきのその800円の手数料の、ああいう間違いだとか、言わば、そんな複雑な間違いじゃないのになって思うようなことが、この間いろんなところで報告を受けたりしてるのを聞くと、やっぱり何なんだろうなど。専門的な業務、業務ってそうやって言われるけど、本当に一体何なんなのかなって思うのも正直なところなんですけれども、こうやって内部で、一応ちゃんと評価、検証されてるっていうのは聞かせていただきましたので、何も考えずに、ただ引き続きやればいいやじゃなくって、一応ちゃんとね、どうだったのか、どういう点がよかったのか、課題はどこにあるのかといったことも含めて検証されてるっていうことは、確認をさせていただきましたので、その点については検証されてるっていうのが分かりましたということで、はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありましたら。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、すみません。戦略的移住定住推進事業費、事業別概要17ページの上段ですけども、ちょっと重ねてついでにいいですか、一応確認をさせていただきたいんですけども、各種団体が研修を受けていただくということでもありますけども、この研修っていうのは、この各種団体っていうのは、既にウェブ上で、それなりにも発信を行っていらっしゃるところで、



その中から、改めてスキルをアップするために、こういうことを実行されようとされていていらっしゃるのかというところがちょっとお伺いしたいのと、それから、受講後は、やはり、これを受けられた方が、また各団体に戻って、それぞれの立場で情報発信をされるような形になっているのか、その辺り、例えば、その団体ごとに、ある程度連携等をしてしながら情報発信をしていくのか、単独で独自のものをつくり上げて発信していくのか、その辺りのやり方。あと、既に鳥取市のほうで、移住とか定住に関わることの情報発信は、鳥取市も、今まで既にもうやっけていらっしやると思うんですけども、市のほうとしての取組として、その辺りとの関係っちゅうか連携っていいですか、その辺りちょっとどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいなど、聞かせていただきたいと思います。

○山名常裕地域振興課課長補佐 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、山名課長補佐。

○山名常裕地域振興課課長補佐 はい。地域振興課、山名です。先ほどの御質問にお答えさせていただきますが、まず、それぞれの団体が、ウェブ上で情報発信を行っております。それで今、ちょうどコロナ禍の中で、全国的にこういった移住定住であるとか、そういった情報をウェブ上で強力に発信していこうっていう動きが強まっています。そうなってきますと、つまり、情報発信の中で、普通どおり、今までどおりのことをやっても埋もれてしまうと、そういった状況が見られる中で、より移住を希望しておられる方等に情報が届きやすくなるような手法を学んでいって、戦略的にやっていく必要があるということで、この講師の方をお願いして、具体的には、SNSとか、そういった媒体等を使って、インターネットショッピングとかで、ウェブマーケティングの手法とかは既にやられておられますので、そういった手法を、こういった自治体の情報発信とか、あと、様々な移住の団体、先ほど紹介させていただいた様々な団体の情報発信の中に、生かさせていただいて、それぞれで発信を行っていこうといった形に考えております。また、今年度、移住定住の専門のウェブサイトを構築することで、今準備を進めているんですが、その中でも、もうそれぞれの情報とかをリンクを貼ったりとかしながら、協調して発信していくというような手法も取りながら、相乗効果を上げていきたいというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。伺ったように、どれだけそれを見ていただけるかっていう、その手法というか、技なんだろうなというふうに思います。例えば、ハッシュタグつけるにしても、それを検索していただけるような、何かコメントといいますかね、いうことを1つ取っても、そこにも技術的なものがあるでしょうし、そういうことをしっかりと学んでいただくんだろうなというふうに思いますし、各種団体のほうで情報発信されるのであれば、それぞれの団体のほうで得意とする分野もあるかも分かりませんし、その持っている情報で発信力の強いもの、特化してるものとかあるかもしれませんので、やっぱり、そういうところを前面に出しながら、しっかりと、鳥取っていいとこだなど、住んでみたいと思わせるような、そういう仕組み、きっかけになるように、ぜひ、一生懸命研修受けていただいて、スキルアップしていただいて、発信してもらえたらなと思います。はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。意見だけ言わせていただきます。49 ページ、総合窓口管理事務費です。先日、市民の方から、お悔やみに関することを手続したときに、大変スムーズに案内をしてもらえたと、とても待つということは気になるほどではなかったというお声を頂きました。人生で一度きりの手続をする方も中にはおられるわけで、そういった方からこういう声が届いたというのは、評価できる値なのかなというふうに思っております。また、3年度延長されるわけですけども、その中でノウハウが途切れることなく積み重なって、よりよいものになっていくことを期待するものであります、以上、意見とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この105号の補正予算には、反対です。その理由が、先ほど言いました事業別概要49ページ、総合窓口管理事務費、この債務負担行為補正がされているということです。6月議会にも言いましたけれども、そもそも窓口業務の民間委託には反対の立場です。理由もずっと言ってきたとおりです。市民からの相談だとか、市民からの最初の入り口ですよ。その部分は、やはり私は、市の職員が直接やるべきものだと思います。直接やっぱり市民とのいろんなやり取りを通して、どんどんいろんな仕事を身につけていったり、あるいは、市民への対応の仕方を学んでいったり、やはりそういう大事な場所というのが、窓口だと思います。大体、公務に切り分けなんてできるんだろうかという疑問もあります。その窓口に、管理職に座ってくださいなんて思いません。やはり、新採用されたそういった職員さんだったり、数年の若い方だったり、本当に毎日の職場の仕事が、その方たちのやっぱり研修の場にもなると思っていますので、やはり、そういった場合は、こうやって委託をされることで削られていくことは、やっぱり全体的に見たら、市の職員のやっぱり資質の向上を阻む要因の1つにもなってるんじゃないかというふうに思います。3年、3年はたってませんが、この間の検証をされて、本当にいい評価をされてるんだとは思いますが、たった3年では分かりません。うん、やっぱり本当にこの影響っていうのは、私は長い目で見ると、もっと後に出てくるんじゃないのかなというふうに思ってるぐらいですので、やはり、こういう公務を切り分けることなく、やはり、私は直接、市民の窓口は市の職員がすべきだと思いますので、この予算には反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。討論、ほかにございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。会派開政、加嶋でございます。事務の効率化などにより、今まですべきであった作業、ヒューマンエラー等を見つけることができたのかもしれないということであれば、この質の高いサービスを目指して、窓口業務等々は続けていかないといけないのかな、当然、すみません。賛成討論のはずが、105号の全体の賛成討論になるんですけど、ごめんなさい、総合窓口管理事務費について、今、反応して私が答えてしまいました。

駅、入り口の駅側、幸町公園側、両方窓口があるんですけども、月に1回程度、そこに座らせてもらったり立たせてもらって、どういった方で困られてる方がおられますかとか、市の職員の方を見てどうですかというような話をさせていただくことがあります。市庁舎職員さんと、また違う目線で業務に当たっている方から聴く声で、私も襟を正すところがあったりします。使用用途ではないのかなと。なので、ぜひ、管理職の方も、私と同じことをしてほしいとは言いませんが、そういった形で、第三者目線で市の業務を見るというふうなこともできるわけですから、この予算を使い切る、予算以上に効果を発揮する、そういったこともできるのかなというところで、総合窓口管理事務費をはじめ、その他予算に対して、賛成の立場であります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。105号に対する賛成討論と受け取らせていただきました。そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第116号鳥取市手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第116号鳥取市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第116号鳥取市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は議案のとおり可決されました。

#### 議案第117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第117号鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第124号財産の無償譲渡について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第124号財産の無償譲渡についての質疑を行います。本案について、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第124号財産の無償譲渡についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。はい。

じゃあ、ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は1時15分といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時14分 再開

◆吉野恭介委員長 はい。皆様、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、追加提案分ということになります。議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。はい、岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。失礼いたします。鹿野町総合支所、岡本でございます。追加補正予算説明資料、資料3番をもって御説明させていただきたいと思っております。予算書は16ページ、事業別概要は18ページの上段でございます。土木費、都市計画費、公園管理費、鹿野城跡公園管理費でございます。今回の要求は、8月8日から本市に接近いたしました台風9号の強風によりまして、鳥取市指定史跡であります鹿野城跡公園の玄関口、外堀に設置してあります常夜灯が根元から折れましたので、その修繕に係る経費を要求をさせていただいております。額が21万5,000円でございます。この常夜灯は、平成5年度に旧鹿野町が設置したもので、設置後30年近く経過しています。城壁とマッチするように、木製のつじ灯籠をモチーフにした姿をしておりまして、高さは3.5メートルほどございます。桜の時期をはじめ、訪れる観光客の多くが、この常夜灯が映り込んだ風景を写真に収めておりまして、幸いにも、外堀の中に、池の中に落ちたことから、破損が少ない状態でしたので、現在、池から引き上げて保管しております。予算化していただきましたら、早急に元の位置にしっかりと取り付けて、本来の姿を取り戻したいと考えておりまして、このたびの要求とさせていただいております。以上でございます。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。そうしましたら、お配りしております説明資料は、下のほうの教育費、社会教育費、公民館費、地区公民館施設管理費、これは、経年劣化して故障いたしました、若葉台地区公民館2階全室空調整備の修繕に要する経費でございます。176万円予算計上させていただいております。そうしましたら、予算書のほうは、歳出は18、19ページ、教育費、社会教育費のほうに記載をされているところです。歳入のほうは、予算書の14ページ、15ページ、市債部分の社会教育施設建設事業債というところで記載をしているところでございます。御説明のほうは、事業別概要の8ページを御覧いただきたいと思っております。8ページの上段を御覧いただきたいと思っております。このたびの補正予算額176万のうち、地方債ということで170万、これは、緊急防災・減災事業債ということで、充当率は100%、交付税算定措置率は7割でございます。

それでは、経過を御説明いたします。地区公民館のエアコン整備は、大体全400基余りございます。この400基余りを更新をしているわけですが、経常経費の中で、設置年数の古いものから計画的に更新を行っておりまして、今年度計上しております公民館の分は、夏の暑い時期に間に合うようにということで、既に執行しているものでございます。当該若葉台地区公民館は、計画では令和7年更新予定としておりました。若葉台地区公民館は、平成13年に新築をしております、その13年に空調設備も整備をしたところでございます。大体20年以上経過をしております。経年劣化により、先般の7月30日に室外機が故障いたしまして、室外機1つに対しまして室内機を設置する、業務用のマルチ型と言われるもので設置しておりましたので、2階の3部屋全て使えなくなってしまいまして、公民館の利用に大きく支障をきたしたところでございます。

若葉台地区公民館は、自主避難所の1つにも指定をされているところから、8月にも災害に見舞われましたけれども、早急な対応が必要と判断いたしまして、既決予算を流用しまして、取り急ぎ修繕を行い、先週復旧したところでございます。

補正額176万円の内訳でございますが、修繕費ということで、ダイキン製の室外機・室内機セット3基分、こちらが71万4,000円でございます。それから、工事関連、撤去、配管、取付け、処分費、こちらは88万6,000円と、これに消費税ということでさせていただいております。このたび新たに設置をした場合は、個別の修繕ができるように、1つの室外機に室内機ということで設置をしたところでございます。

緊急的な措置ということで、事後になりましたが、既決予算を使って執行させていただいたということと、急遽の予算化として補正予算をお認めていただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。今、説明いただいたもののうち、地区公民館施設管理費で、私がちょっと聞き漏らしてしまったんですけど、地方債、防災事業債が充たってるということなので、経過及び背景の中には、この防災ということが、ちょっと今説明受けてから感じたもので、その熱中症対策というような形で、防災っていう事業債が充てれるものなのかっていうことが1点、協働推進課にお尋ねします。

もう一点、鹿野城跡公園管理費で、鹿野町のシンボルでもある場所なので、ここは速やかに、本当に直してあげたいんですけども、この台風の被害で、こちら、例えば、金額によるのかもしれないんですけども、これこそ災害を受けてってということなので、一般財源しか、財源っていうものは使えないものなのか、その1点、それぞれお尋ねいたします。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。緊急防災・減災事業債についてのお尋ねでございました。こちらの整備の内容でございますが、指定避難所における避難者

の生活環境のための施設の整備ということで、ここに空調設備が入っているようでございますので、これをもって活用させていただきたいと考えているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい、鹿野町総合支所です。今回の財源につきましては、行財政改革課とも十分相談いたしまして、やはり一般財源しかないであろうということで、このような判断になっているものでございます。詳しくどのようなものがあるかというところまでは、ちょっと私の口からは、今のところ申し上げられないのでありまして、そのところは申し訳ないですけれども、協議した結果というところでございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。それぞれお答えをいただきました。協働推進課さんのほうですけど、事業の目的及び効果のところにも、まだスペースはあるので、そういったことを少し補足してもらえると、かなり分かりやすかったかなというところですよ。

あと、鹿野町のほうは、行革が言ったからそうなんだというところなんですけれども、はい、ですので、速やかに執行されて、そうですね、現状復帰のほうに急がれるので、また今後、そういった災害の都度、単独復旧債、補助災害復旧費等々、各部署から出ていると思うので、使える財源がないのか、いっても、中核市の鳥取市の推してる観光地、観光名所の箇所だったりするので、何かあるのではないかとということで、研究を私もしますけれども、深めていっていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。地区公民館施設管理費のところですけども、ちょっと先ほどの説明、確認させていただきたいんですけども、今回この故障して、タイプがマルチエアコンタイプということで、室外機1つに空調の設備のエアコン3台を動かすような形の仕組みだということでお伺いしましたが、今回緊急的に対応したっていうのは、室外機1の空調1のパッケージタイプの、パッケージ型のエアコンで設置をされたっていうことの説明でよろしかったでしょうか。

○谷口恭子協働推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。これまでは、ビル用マルチ型と、いろいろメーカーによっては言い方があるようなんですけれども、1つの室外機に容量の違う室内機をセットする、これは、経費とか効率化を期待して、そういうやり方が取られてたようなんですけれども、このたび若葉台が、それで1つの室外機が壊れてしまって、3室全て使えなくなったということから、1つの室外機に対して1つの室内機、ペアということで、そのペアセット3基分を設置しているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。業務用のマルチエアコン、おっしゃられるように、室外機が1つで済むので、多分、導入経費がパッケージ型にするよりは安く上がるっていうメリットがあるんだと、そういう点で導入されたのかなと思うんですけども、逆に、でも、デメリ

ットになりますと、室外機1個で3台一遍に回すと、能力の低下っていうことが出てきますし、それから、一番のところは、やっぱり室外機が壊れると、もう3室同時に一遍に使えなくなるっていうことがありますのと、逆にこれ、何か、これ調べてみたら、電気代、逆に高くつく、電気代高くつくんですってというふうに言われておまして、何を取るのか、メリット・デメリットある中で、何を取るのかっていうことになってこようかと思えますけども、初期導入経費は安く上がるメリットはあるんでしょうけども、でも、デメリットの部分を考えてみると、多少導入の経費が高くついても、個別のほうが、同時に、一度に使えなくなるっていうところからは回避できると思いますんで、私はそっちの方がいいと思うんですけども、特に地区公民館、若葉台さんなんかは、多分、うちの地区よりは大きな建物なんだろうなというふうに推測するんですけども、ほかの地区公民館さんのほうでは、どういうタイプ、導入経費とかをやっぱり考慮されて、そういう、そのビル型のマルチエアコンタイプで整備されてるんですかね。ほかの公民館の状況をお聞かせいただけませんか。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。すみません、最近設置した公民館で言えば、やはり個別型ということで設置をさせていただいているところです。恐らく、平成13年当時は、効率化ということで、その時点では最良の判断をさせていただいたということだったと思いますが、おっしゃるように、このようなこと、このたびのこと、それから、今のエアコンの電気消費代、そういったものを随時研究しながら、今後も最適な、そういった設備に努めたいと思っております。はい、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。順次計画的に、年次的に、その辺り対応していかれるっていうお話がありました。やっぱりマルチタイプのやつ交換時期っていいですか、そういうときが来たときは、私は、やっぱりパッケージ型のものにされたほうが、その市民の施設の使い勝手等も考慮しまして、同時に使えなくなるとかいうようなことも避けられると思いますので、そういう形での検討を推進をしていただきたいなというふうに思います。はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑はありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 8ページの上段のその地区公民館のエアコンの件なんですけれども、計画では、令和7年に更新予定だったけど、今回、早くにちょっと壊れてしまったってことなんですけども、全部で400基あって、古いものから更新ということで、やっぱり予定よりも早く修理が必要になってくるっていうものがこうやって出てくると、その都度対応されると思うんですけども、こういったことがあったので、例えば、今ある計画で、本当にそこまでもつんだろうかみたいな、そんなチェックっていうのはされるものなのか教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。おしゃるとおりだと思います。まだ設置年が不明というものもございまして、まずは、ここの更新からしないといけないなということで、これは、大体令和6年度まで、そういう不明分を更新しているところでございます。あとは、その設置年が大変



古いものもございまして、昭和の時代のものもありますので、まずは、その古いものから更新をといるところですよ。

あとは、そのエアコン整備の内容ですね、パッケージ型、それからエアコンの、どういった機器がいいのか、そういったものは、十分研究して設置してまいりたいと思います。以上でございまして。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 心配するのは、一応計画があつて、年次的に更新していくと。だけど、思ひのほか、それを待たずに、早くこういった状況のものが、ここだけに限らず、こう複数の公民館で出てきたときに、本来だったらこう現年やれるものが、何かちょっと延ばされたりとか、だから、そんなことにやっぱりなるのはいけないなと思うので、やっぱりちゃんと、やっぱり必要なものだと思いますので、その辺は対応よろしくお願ひしたいと思います。

それと、すみません、鹿野のことで、この21万5,000円っていうのは、結局何の費用になるのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。これが、木製の灯籠でございまして、杉の千木ですね、千木がついてるんです、神社の上にある十字のような。その千木を、まずちょっと修繕する必要がございまして、そちらが4本取り替えます。それに銅板を貼ってっていうような形のもので、2万幾らかかかります。あと、よろい板も少々破損しておりまして、そのよろい板を7枚ですか、あと、大工工事ですとか、あと、塗装ですね、雨風にさらされますので、腐食を進めないための塗装、あとアクリル板、あと現場、3.5メートルほどの大きさのもの、今ユニックで池から引き上げて、倉庫のほうにしまつてあります。その倉庫から、また大きなトラックで移動させまして、据え付ける工事費と、あと、電気の接続費、そのようなものをトータルして、19万5,000円掛ける消費税率ということで、現実に見積りをいただいているのは、21万4,500円ということで、21万5,000円を要求させていただいているところでございまして。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございまして。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございます。

【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続きまして出納室・市議会に入ります。

それでは、中村会計管理者、森山局長に御挨拶をいただきたいと思います。はい、中村会計管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者の中村です。今日は、7日に説明させていただきました出納室のほうでは、歳入1件と歳出1件ということで出しておりますので、よろしく御審議のほう、よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい、森山局長。

○森山 武市議会事務局長 はい。失礼いたします。市議会事務局では、このたび9月追加補正ということで、補正予算を1件上げさせていただいております。後ほど、次長のほうから御説明をさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして追加提案分のほうに入ります。議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部お願いします。植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい、失礼いたします。市議会事務局の植田です。では、令和3年度9月追加補正予算のうち、市議会事務局に関する部分について御説明させていただきます。お手元の配付の説明資料2ページと、事業別概要17ページ上段になります。御覧ください。調

査研究費でございます。市政に対する調査研究を行うことで、その推進に貢献する目的で、具体的には、各種の会議、陳情・要望活動とか、交流事業及び議員視察の経費と市政概要に関する作成費の計上をしている事業でございます。

経過といたしましては、去る8月16日の会派代表者会において、令和3年度の視察は、中止の方向で調整すべしとの意見を出されたところでございます。その後、各会派、各委員会での協議を経て、行政視察の中止、そして、当該事業予算を新型コロナウイルス感染症対策事業の財源の一部として有効活用するよう、執行部へ申入れを行うことを決定して、9月9日に正副議長から市長・副市長に対して、申入れを行ったものでございます。

補正の内容としましては、委員会視察等の中止に伴う経費、合わせまして1,084万4,000円をこのたび減額するものでございます。内訳としましては、一般行政視察、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の視察の関連が、合計907万2,000円、それから、全国市議会議長会定例会等、既に中止、または書面開催が決定している分の旅費としまして、177万2,000円となっております。はい。市議会事務局の追加補正分の説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、御説明いただきましたので、本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第131号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで、出納室・市議会を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

## 【その他】

### 陳情審査 不採択理由について

◆吉野恭介委員長 それでは、これより、その他のほうに入ります。陳情審査、不採択理由の確認ということで、行わせていただきます。

前回の委員会で不採択となりました、令和3年陳情第6号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出を求める陳情の不採択理由を確認したいと思います。

レジュメの記載のとおり、案として括弧つきで書いておりますが、国と沖縄県との間で解決されるべき問題と考えるためとさせていただきますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのように決定いたしました。

意見書の提出について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 次に、委員会提出議案の協議に入ります。本委員会で採択となりました、令和3年請願第2号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願の意見書案をお手元に配付させていただきました。

意見書案の内容について、委員の皆様から御意見はございますか。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、事務局。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 ひとまず、御意見を頂く前に、事務局から全体のことについて御説明をさせていただきます。このたびの分のものにつきましては、委員会提出議案第3号ということになります。提出日は、令和3年9月24日提出ということでございます。提出者といたしましては、総務企画委員会ということで、委員会提出ということで、委員長のお名前で提出をさせていただくということになります。

めくっていただきまして、実はこれ、意見書のところで、ちょっと色を付している部分がございます。これは、先ほどちょっと御協議いただいたときと表現が一部変わってはおります。なぜ、これ、表現が変わっているかといいますと、鳥取市議会が出す意見書の文字表記のことについて1つ御説明をさせていただきますと、鳥取市議会の場合は、例えば、全国、国会とか、それから県議会、市議会とも、いわゆるその会議録なんかの用字といいますか、文字表現については、ある特定のルールでつくられております。これまで、鳥取市議会で意見書を出す場合は、その用字・用例の表記に基づいて提出するというようなケースというのが、非常に多いということがございまして、その中で、請願者から出ている中で、このところ、その上でというのを、平仮名にされておりましたけれども、鳥取市議会のこれまで使っていたルールからすると、その上でというふうに、漢字に表記ということに、取りあえず直させていただいております。

あとは、その後、条約のプロセスに関わりと、関わりの部分も、平仮名で請願者の方、出されておりましたけれども、ここは、市議会として出す場合は、漢字で出すというようなことで、これまでの例からしますとしておりますので、この部分については、このような表記に、案の中では直しているということで、ひとまず先に申し上げます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。補足をしていただきました。

では、委員長のほうから、もう一点、これは、請願書に出てきた文章を、上の部分は一緒、全く一緒に、その上でと、先ほど、事務局から説明いただいた部分が、少し変わっておりますが、あと、被爆者という言葉が、実は片仮名で書いてあるところと、漢字で書いてあるところがございます。これは、原文を尊重して書かせてもらったんですけども、本委員会として、どうされるのがいいのかという辺りの意見を、ちょっと一度頂きたいなと思います。御意見があれば、お願いします。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい、秋山です。片仮名のほうは、条約絡みからだと思います。条約では、アルファベットで被爆者というのを表記をされておるところでありますし、また、漢字のほうは、一般的な言い方ということで表しているものだと思っております。

少しインターネット等々で調べたものがあつたので、一部紹介してみたいと思います。日本の新聞は、広島・長崎の原爆被爆者を漢字の被爆者と表記する、原子爆弾による被害者というイメージがある一方、10年くらい前から、この両者を核時代の被爆者と捉え、片仮名の被爆者と呼ぶことが一般化し、国際的な平和会議や、放射線医学の専門家の間でも、アルファベットの被爆者で通用する国際語になった。このようなものもありましたので、一部の紹介として、付け加えたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。そのほか御意見はありませんか。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 今、秋山委員のほうから説明をいただいて、そうかという思いであるわけですが、実際は、これをどうするかという話だと思うので、その辺のところ、秋山委員は、どう。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。できますことならば、提案者の思いをそのまま表したいと思いますので、このようにお願いをさせていただけたらと、こう思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は、同じ文書内に、2種類のちょっと異なる表現よりは、この片仮名で書いてあるところの被爆者っていうのが、何かこういうところに、片仮名として表記がしてあるもので、それを引用しとるとか、それを指し示すようなものとして使われてるんだったら、それはもう、その内容でしたら、片仮名を使っただけだったらいいと思うんですけども、ちょっとここを見る限りでは、そういうところで、この片仮名表記が使われているようには、ちょっと私、感じませんもんで、それでしたら、同じ漢字表記で統一したほうがいいんじゃないかなと、ちょっと私は思ったりします。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、その秋山さんの説明を受けて、ああ、なるほどな、そういうことで、そういう片仮名が使われているんだなということで理解しました。それで、そういった中に、やはり、漢字で表現する部分と、片仮名で表現をする部分を、この文書の中で2通りということになると、また、その提出された方が、どういう意味をもって、ここを違えて、片仮名と漢字の両方を使って提出されたのかということにまでなってくると思うんですが、特別な問題がなければ、私は片仮名でもいいですし、漢字でも統一したほうがええじゃないかと思うんですけどもね。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、このままでいいと思うんですね。それで、広島も片仮名で広島とか、長崎も片仮名で長崎って表現したりするんですね。だから、さっき、星見委員のほうから、提出者の思いっていうのがどうなんかって、こう聞かんといかんようになるとか何とかみたい

なことを言われたんですけど、恐らく、思いが込められてると私は思うんですね。この片仮名の被爆者っていうのを、何かに、漢字に統一したらみたいなの、そんな単純な話でもないんじゃないのかなって思ったりもしてるんですよ。これは、条約の制定にはっていう文書の中にあるのが片仮名になってるので、さっき、秋山委員のほうが、条約に関係するんだと思いますって言われたように、私は、その条約の制定に、こういろいろ、こう本当に奮闘された、何人もおられる被爆者の方を、私は表してるのかなと思ってて、ほかの漢字のところは、もう全部の被爆者の方っていうふうに、ちょっと私は分けて受け止めてるので、文章からいったら、この2通りがあってもいいんじゃないのかなって、2通りないとあかんのかなってというふうには思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

◆星見健蔵委員 ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、特にこだわることもんじゃないですけども、上のほうの文の、この片仮名の表記されとる部分の被爆者の、前を見れば、自らの苦痛と被害を訴え、実際に被爆されとるという方の、続けてこられた、訴え続けてこられたということなんで、実際に被爆をされた方かなということが思いますので、あえて、そこをアルファベットと片仮名と漢字と、こだわるもんじゃないですけども私は思ったものですから。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。そのほかありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、これは、総務企画委員会から委員長が議長に提出するものなので、原文のまま出されて、その上、議長が議員の皆さんに、議会運営委員会等を通して紹介されたときに、また各会派から意見が出たら、再度するというので、今日の時点では、このまま提出されてはどうかと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。はい、事務局、毛利さん。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 今、先ほど、議会運営委員会では変えるというようなお話がございましたけれども、これは、委員会提出議案ですので、もう、これは議会運営委員会では変えられるものではないので、この場で、委員会として結論を出していただく必要があると考えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そういうことであつたら、なおさらのこと、議会として出す意見書ですから、ここで、今日決着がつかないのであれば、一度持ち帰っていただいて、24日が提出日ですので、まだ日がありますので、今日決められないようだったら、より審議は深くしたほうがいいのかと思います。以上です。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、事務局。

○毛利 元市議会事務局主査兼議事係長 24日では日程上間に合いませんので、もう22日の議運にかけて、9月24日で議決をするということになりますので、いずれにしても、その22日

の議運までに、あとは委員会の予備日を活用して、これについて議論をしていただく必要があると考えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、もう採決についての多数決は応じますけれども、文言の正す・正さないに対しても、まさか多数決で決めるってようなことがないとは思いますが、そのことだけ、賛成された議員の方々に、十分この後審議を進めていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。先ほど、私の意見を述べましたけども、正直、特にこだわるものではありません。ただ、言ったように、同じ文章の中に同じ内容の意味のものが、別の表現の仕方載ってるのよりは、統一のほうが分かりやすいんじゃないかなってことで述べさせてもらいました。それで、片仮名の被爆者っていう表現をしたからといって、その意味するものが変わってしまうとか、何か別のものとして捉えられてしまうんじゃないかっていうことは、私はないと思いますので、片仮名でも漢字でも、基本的には被爆者っていうことを指し示しているっていう理解は、多分、万人にできるんだらうなっていうふうに思いますので、それであれば、おっしゃられるように、請願者のほうが表現をされている片仮名の被爆者、それで、委員会のほうで、皆さんが、それでいいんじゃないかというふうにとまるようであれば、私は特に、それにこだわるものではありません。最終的には、委員長・副委員長のほうにお任せをしようかなと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。同じことの繰り返しですが、星見委員さんや石田委員さんのほうから、いずれでも、いいのではあるけれどもということから、また、できたら一本化という御意見でもありましたが、先ほど、伊藤副委員長も言われましたが、ここで片仮名の表記には、ちょっと私も皆さんに理解得れるほど説明ができませんけれど、核兵器禁止条約がつけられたときに、この広島・長崎の皆さんの訴えがあったからこそ、この条約をつくられたと。そこに対して、この条約制定に当たって、初めて被爆者という言葉が入ったと。そのときの表し方が、国際的ですから、アルファベットで被爆者と書いてあるわけですし、最初のほうに申しあげましたけれども、国際的にはアルファベットで被爆者と表してあるので、日本的にするならば、片仮名にそれとして表してあると。それから、漢字のほうは、ずっと国内的に、その広島・長崎の人々が、本当に被爆の苦しみをされてきたいうことを表す意味でも、漢字でやってきたということで、国際的な言い方が片仮名、国内的には漢字ということで、御理解をしていただけたらなと、こう思います。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。そのほか御意見ありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいですか。はい。じゃあ、先ほど委員長・副委員長についてというような意見もあったんですけど、この委員会としての総意ということ、決を採らせてもらったほうがいいのかなと思いますので、ここで挙手でもって、この提案の、この文書で、意見書で提出議案とさせてもらうかどうかということをご諮らさせていただきたいと思います。

皆さん、どうでしょう、この案にそのまま、文言、片仮名も含めて、このままの文章で提案、議員提案、委員会提案とさせてもらうということに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。賛成多数ということで、この意見書のままで提案させてもらうということに決定をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、以上で総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

( ) お疲れさまでした。

午後1時59分 閉会



# 令和3年9月定例会 総務企画委員会

## (議案説明、請願審査、報告)

日 時：令和3年9月17日(金)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第113号 鳥取市職員給与条例の一部改正について
- ・議案第114号 鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第115号 鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第130号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

#### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第131号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】

#### ◎報告

- ・報告第19号 専決処分事項の報告について(収納推進課)

#### ◎請願【質疑・討論・採決】

##### <請願(新規)>

- ・令和3年請願第2号 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提出を求める請願

↓裏面があります↓

## 企画推進部

### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】

### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 131 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

## 市民生活部

### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 116 号 鳥取市手数料条例の一部改正について
- ・議案第 117 号 鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第 121 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画について
- ・議案第 124 号 財産の無償譲渡について

### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 131 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

## 出納室・市議会

### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 105 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】

### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 131 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

## その他

- ・陳情審査 不採択理由について

### <陳情（新規）>

- ・令和 3 年陳情第 6 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出を求める陳情

### 《不採択理由（案）》

国と沖縄県との間で解決されるべき問題と考えるため